

令和5年6月7日
産業政策課
担当者 出雲、亀田
内線 4418、4421
外線 (076) 225-1513

「石川県産業振興指針素案」に関する意見募集（パブリックコメント）について

「石川県産業振興指針素案」に関する県民の皆様からご意見（パブリックコメント）を下記のとおり募集いたしますので、お知らせいたします。

記

1 ご意見募集の趣旨

石川県では、産業振興に関する指針として、平成26年に現在の指針である「産業成長戦略」を策定し、県内の中小企業等の取り組みを後押ししながら、本県産業の持続的発展に取り組んできました。

一方で、デジタル化の必要性の高まりや、カーボンニュートラルへの対応など新たな時代の潮流のほか、人口減少のさらなる進展、不安定なグローバルリスクなど、様々な課題が生じており、本県を取り巻く社会経済情勢は絶えず変化しております。

こうした状況を踏まえつつ、これらの課題解決に向けた産業面からの貢献も含め、別に定める、石川県の総合計画である「石川県成長戦略（仮称）」とも連動しながら、新たな「石川県産業振興指針」を策定することとしております。

つきましては、本素案について、広く県民の皆様からのご意見をいただき、「石川県産業振興指針」の策定に向けての参考とさせていただきたいと考えております。

2 ご意見募集の概要

（1）募集期間

令和5年6月8日（木）～令和5年7月5日（水）

（郵送での提出の場合は、締切り日の消印有効）

（2）募集内容

石川県産業振興指針素案に関するご意見

（3）資料

「石川県産業振興指針素案」

「石川県産業振興指針素案（概要）」

(4) 資料の入手方法

①石川県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/sangyoshinkoshishinpubcome.html>

②次の場所で閲覧・入手できます。

石川県商工労働部産業政策課（金沢市鞍月1-1石川県庁行政庁舎12階）

石川県行政情報サービスセンター（金沢市鞍月1-1石川県庁行政庁舎1階）

小松県税事務所（小松市園町ハ108-1）

中能登総合事務所（七尾市小島町二部33）

奥能登総合事務所（輪島市三井町洲衛10部11-1）

3 ご意見の提出について

<提出方法>

石川県電子申請システムによる提出

又は

郵送、持参、FAX、電子メールによるご意見用紙の提出

※電話や口頭でのご意見はお受けできませんのでご注意ください。

※氏名、住所の記載のないものについても、お受けできませんのでご注意ください。

<提出先>

郵送・持参 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県商工労働部産業政策課

F A X 076-225-1514

電子メール sanren-sd@pref.ishikawa.lg.jp

4 ご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見は、指針策定の参考とさせていただくとともに、ご意見の概要については、後日、ホームページ上で公表いたします。

ただし、個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表いたしません。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。